

企業局告示第二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、
広島空港県営第一駐車場及び広島空港県営第二駐車場の駐車料金徴収事務を次のとおり委託
した。

平成二十三年三月二十四日

広島県公営企業管理者 桂 木 弘 二

委 託 を 受 け た 者	名 称	委託した年月日 (委託期間)
アミノマネジメントサービス株式会社	住所 神奈川県横浜市港北区菊名七丁目三番二二号	平成二十三年三月一七日 (平成二十三年四月一日) 平成二十八年三月三十一日